

○津山市史編さん委員会規則

令和2年3月19日

津山市規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山市執行機関の附属機関設置条例(昭和62年津山市条例第24号)第4条の規定に基づき、津山市史編さん委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、津山市史編さんの基本方針及び編さん計画の策定に関し、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するとともに、津山市史の編さんに必要な事項の調査及び審議を行う。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部津山市史編さん室において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。